

盆踊り口説

「八百屋お七」

竹長賢治

別府の古い盆踊りの口説は、新しい踊りの流行と、核家族化による新しい町づくり、人口の流入・移住のために、古い型の供養盆踊りから、全く新しくつくられた音頭形式の踊りを中心とした新しい盆踊りに生れ変つていくために、古い口説が聞かれなくなった。このような中で、古いものゝ保存と、祖先から受けついで昔からの伝承を今に残し、後世に継いでいこうとしている地域がある。

ここに紹介する「八百屋お七」は、吉弘町の故佐藤勇氏が採取したものを私が引継いだものであり（当時吉弘町は古い盆踊りを復活し、石垣地区の踊りを残そうとしていた。）その努力に心から敬意を表し、感謝するものであります。

この口説は「二つ拍子」「三つ拍子」の口説を採取し

たものであるが、その他に「六拍子」「祭文」などがある。現在、この盆踊りを供養盆踊りとして、昔ながらに伝承しているのは、亀川の、かまど地区、野田地区、小坂地区、古市地区という別府の北部地区と、開催期日は異なるが、旧向浜下区の方々が、八月二十七日の薬師祭の日に昔ながらの口説で踊っているだけである。

なお、亀川地区では、毎年亀川夏祭り（八月第一土曜日）に「地踊り」と称して、全地区が一箇所に集まり、昔ながらの口説で、仮装をしたり蓑笠をつけたりして、老若男女が年令の区別なく楽しく踊っている。

「口説」については、他に採取したものもあるが、（昭四一年石垣地区史料集第一集で「阿波の海賊」を掲載）、機会があれば、亦紹介したい。なお、これを機会に多くの人々からの情報を期待し、別府に残っている口説を少しでも多く集め、復元をし、郷土の伝承として、祖先の遺産を後世に残したいと思っています。

御協力をお願いします。

別府市大字南石垣字古屋敷 荒金てい女（八五才）

口説聞き書（昭三三年八月二十日）

故佐藤勇氏

「八百屋お七」

八百屋お七の久兵衛さんは、去年冬とせ類火に会うて
旦那寺をばしばしの借り家 寺の小姓に吉三郎と
としては十六花ならつぼみ それにお七が心をかけて
いつかどうぞと思いはすれど 人目繁けりや会うことな
らぬ ある日和尚さんのおん留守のまに

吉三ひと間で学問なさる お七内証をとりかたづけて
ふすま押し開け気は石竹の 顔の紅葉を咲き照らされて
しかと手を取りコレ吉三さん 恋の一字を教えておくれ
ほかの御用なら如何様な儀でも 恋の一字はわしや知り
ませぬ そこでお七の申せしことにや

あなた思うに照る日も疊る 冴えた月夜もなお聞となる
そこで吉三が申せしことにや左程お前がおはまりならば
一夜二夜なる契りはいやよ 二世も三世もまだ先の世も
変すまいとの契書書きなされ 契書二枚鬻紙が四枚
合せ七枚契書やすんだ そこでお七は打ちよるこんで
そうこするうちお七は迎え 普請成就とお七を迎え

お七是非なく帰らにやならぬうちに帰りに思いしうちに
女心の智慧あさはかに またもわが家を焼いたぞならば

好いた吉三に会われもしように、着ちよる上衣の小袖を
ぬいで それに火を入れ小屋根に上げる

夜のあらしで火を吹きちらし 江戸は八百八町の町を
一夜ひとよに皆焼きおとす それがお上の詮議となつて

その日調べのおん役人は それがお七の叔父貴でござる
お七や十四で火はつけまいが 火さえつけたと言いさえ

せねば われが命は助かるものを 言うて聞かせておき
ますけれど 江戸で二人の悪者がしら 鎌屋武兵衛に油

屋唯治 お七だまして白状さしよう

お七や十五で火をつけたろが 火さよつけたと言いさえ
すれば 好いた吉三に会わしてやろう 女心の智慧あさ

はかに 二度とつけねどこんでやわたし

早く吉三に崎わしておくれ 吉三どころか早鈴ヶ森

江戸は八百八町の町を あちらこちらとさらして歩くあ
の娘アよい娘じゃきれいな娘じゃと

お七可愛いと言う人がない それでお七は火あぶりに会
う それでお七は火あぶりに会う。 以上

この「口説節」は一種の歌物語で、長編の叙事的歌謡
であるが端歌のくどきのような短章歌謡も生れている。

この種の「口説節」は藝女(ごぜ)や願人坊主によつて全国に広められたため、各地の盆踊りには、国定忠治鈴木主人・石童丸・那須与一などの物語を仕組んだ口説が残っている。

(参考文献、日本民俗事典、大塚民俗学会編)

八幡朝見神社の神楽記録について

小玉 洋美

八幡朝見神社には『御神楽講記』および『御神楽講順番帳』と表記した記録が残っている。前書は半紙九枚を袋綴じにした冊子で、寛政十二年(一八〇〇)から天保四年(一八三三)までの講元が書き継いだ記録。後のは半紙の横帳で、嘉永五年(一八五二)から慶応三年(一八六七)までの記録である。天保五年(一八三四)から嘉永四年(一八五一)まで十七年間の分が欠けているのは、『御神楽講記』の末尾の状況からみて破損欠落したものである。

記載内容は両帳ともに講を実施した年月日と座元を勤めた神官の氏名・官名を書き継いであるが、『御神楽講順番帳』の方が詳しくなっている。例えば『御神楽講記』には、つぎのように記してある。

文化元甲子 正月廿六日 内 成 神尊 左京
 一同二乙丑正月廿六日 南石垣 佐藤近江正
 一同三丙寅正月廿六日 朝 見 神 常陸正
 一同四丁卯正月廿六日 内 成 神尊伊賀正
 卯月七日於北石垣八幡宮神請勤申候
 一同五戊辰正月廿六日 朝 見 神 淡路正
 つぎに『御神楽講順番帳』には
 嘉永五 内成より受取
 一 壬子年 陸 奥
 加藤福太矢 様
 同 六 朝見より受取
 一 癸丑年 福太夫

加藤 肥前 様
 天氣能相勤申候